

「土砂災害対策の今後の方針」答申 概要

1. 今後の土砂災害対策の進め方（提言：平成24年8月）

【基本理念】「大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロ継続」
（人命を守ることを最優先）

土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした、「逃げる」警戒避難体制の整備と「凌ぐ」まちづくりの推進、「防ぐ」施設整備を併せた効果的な実施を目指す。

★第一に「逃げる」施策の重点実施

（自助、共助を支える公助）

- 施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成
 - 危険個所の明確化と住民周知「気づき」
 - 警戒避難体制の整備「深め」
 - 住民の避難行動意識の向上「動く」

★第二に「凌ぐ」施策の展開

- 区域指定の効果発現と既存家屋への支援
 - 特定開発の制限や建物規制
 - 特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援
 - 特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援

★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進

- 区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定
 - 「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化
 - 「地すべり」は挙動が確認された場合実施
 - 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収
 - 急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化

2. 主要な施策の具体的な取り組み

〈基軸〉土砂災害防止法に基づく区域指定の完了（H28.9.15）

- ・基礎調査箇所の事前公表（府独自取組）
- ・基礎調査マニュアル（地すべり編）作成

〈「逃げる」施策〉

- ・土砂災害警戒情報の判定形式の変更（方針決定）
- ・避難行動単位における地区単位ハザードマップの作成とNPO・大学等と連携した早期作成展開および避難訓練（継続実施）

〈「凌ぐ」施策〉

- ・特別警戒区域内の既存家屋に対する移転・補強補助の制度（協調補助）設定（H27.9施行）*1*2

〈「防ぐ」施策〉

- ・区域指定完了に伴う優先順位の再評価（見直し）
- ・本来の急傾法に準じた、受益者負担金の徴収（H28.4条例施行*3）
- ・維持管理について、新規採択条件（同意書）に追加（急傾斜地）

*1 大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成27年9月4日施行）
*2 大阪府土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱（平成27年9月4日施行）
*3 大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例（平成28年4月1日施行）

3. 土砂災害対策の今後の方針

- 方針 今後の土砂災害対策の進め方（提言）の考え方を基本として住宅の立地状況、避難所、要配慮者利用施設有無等、地域の特性についてとりまとめ、**土砂災害対策に、より効果的な施策を実施すべきである**

〈基軸〉土砂災害防止法に基づく区域指定

- ・基礎調査のフォローアップ（2巡目以降）については、既存の砂防基盤図と直近の航空写真の重ね合わせにより地形改変箇所を抽出し、現地確認による判断の上、実施するものとするが、今後、精度の高い衛星データの入手等、技術の向上に合わせて、人的判断を減らすよう検討すべきである
- ・土質定数については、従来どおり、当面の運用として標準値を使用することとし、今後、**新たな設定手法等、全国的に統一された場合には速やかに再検討すべきである**

「逃げる」施策

- ・土砂災害警戒情報の判定基準となる値の設定については、**災害実績、社会情勢や技術革新等の変化が生じた際には検討を行うべきである**
- ・CLについては、降雨・災害実績を参考に、総合的に考慮して設定しているものであり、100%カバーできないことを念頭において、**リスクコミュニケーションでの工夫が必要である**
- ・避難に関する地域の効果的な活動や、ハザードマップ作成等のとおりくみは**市町村や地域住民と情報共有できるよう情報発信すべきである**
- ・地すべり調査の結果、指定に至らなかった箇所については、**市町村と情報共有し、ハザードマップ作成の際など住民へ周知すべきである**
- ・行政と住民により、双方の避難行動手順について意見交換し、**タイムラインを活用した土砂災害警戒避難体制の強化が望ましい**
- ・区域指定箇所に対する**ハザードマップ作成や避難訓練実績の整理が必要**

「凌ぐ」施策

- ・特別警戒区域内の既存家屋に対する補助制度については、住民自らが行う土砂災害対策としていつでも活用できるよう、**事業主体である市町村を支援すべきである**
- ・保全人家を含む**特別警戒区域数および特別警戒区域内の人家戸数の整理が必要**

「防ぐ」施策

- ・施設整備については、**災害発生の危険度（地形・地質等）と災害発生時の影響度（災害時要配慮者利用施設の有無等）の評価による重点化をはかり、市町村と意見交換し、実施すべきである**。なお、急傾斜地崩壊対策事業については、重点化に加え**受益者負担金の条件が整った箇所から実施すべきである**
- ・重点化の評価については、基礎調査のフォローアップを踏まえ、**定期的に見直すべきである**
- ・急傾斜地崩壊対策施設の維持管理について、新規採択条件（同意書）に追加することに併せ、他市町村の状況を情報共有し、**引き続き市町村と調整すべきである**
- ・災害発生の危険度と災害発生時の影響度の評価による、**施設整備の重点化箇所の整理が必要**

- 進捗管理 **犠牲者ゼロの継続のため、人命を守ることに最も効果的な「逃げる」施策を軸として区域指定箇所に対する地区単位のハザードマップ作成箇所数を土砂災害対策の効果検証指標とすべきである**